

報第 1号

令和5年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用
教科用図書の採択基準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項の規定に基づき、令和5年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準について岐阜県教科用図書選定審議会の答申を受け、別紙のとおり専決したので、その承認を求める。

令和4年5月23日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から五まで 略

六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（以下この号において「教科書」という。）の採択方針に関すること及び県立学校の教科書を採択すること。

七から二十まで 略

第4条 教育長は、緊急の場合には、第1条第1項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（教科用図書選定審議会）

第11条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2・3（略）

<参考>

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。